

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日時	令和5年2月9日(木) 13:00～15:00
場所	市役所北館3階 ミーティングルーム2～4 (事務局、傍聴)、ウェブ会議
出席者	委員長 竹端 寛 委員 長城 紀道、池本 秀康、和田 周郎、三芳 学、福島 健太 松本 晶子、村岡 由美子、小野 りか、安達 昌宏、中山 裕雅 欠席委員 森 信行、岸本 和子 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香
事務局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香、知北 早希、平川 千夏 芦屋市障がい福祉課 田嶋 修 芦屋市高齢介護課 田中 裕志、沖元 由優
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

- ア 令和4年度上半期権利擁護支援センター運営委員会の報告
- イ 芦屋市施設従事者による高齢者虐待対応マニュアルについて
- ウ 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート調査について
- エ 市町申立て時の専門委員会の活用について

(2) 協議

- ア 虐待通報における警察通報案件について

(3) その他

2 提出資料

令和4年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

オンライン会議(Zoom)での注意事項

事前資料1-1 令和4年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告(上半期)

事前資料1-2 令和4年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数(上半期)

事前資料2-1 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応についての報告

事前資料2-2 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応フロー

事前資料2-3 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待」帳票

事前資料3-1 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート調査の

実施について（依頼）

- 事前資料 3－2 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート調査の記入にあたって
- 事前資料 3－3 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート（施設・病院用）
- 事前資料 3－4 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート（相談支援者用）
- 事前資料 4 市長申立て時の専門委員会の活用について（報告）
- 事前資料 5 虐待通報における警察通報案件について
- 当日資料 1 令和 4 年度第 2 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会報告
- 当日資料 2 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するヒアリング概要

3 審議内容

（1） 報告

ア 令和 4 年度上半期権利擁護支援センター運営委員会の報告

【事前資料 1－1 令和 4 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告（上半期）】

【事前資料 1－2 令和 4 年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数（上半期）】

（権利擁護支援センター 谷）

権利擁護センター運営委員会での質疑やご意見についてご報告させていただきます。

専門相談の相談件数について、11 月末時点で定期相談と臨時相談の合計が 70 件です。定期相談の稼働率は前年度より減少していますが、臨時相談の件数が倍に増えています。合計は昨年度より 1.4 倍増えています。相談内容は成年後見制度が大幅に増えています。専門職区分やご本人の状態区分の詳細な数字は事前資料 1－2 に記載しております。

虐待対応は、障がい者虐待件数が前年度より 25 件増えています。令和 2 年度同時期の 8 件と比べ、この 2 年で約 3 倍に増加しています。記載しております表は虐待の認定率や判定率、終結率について記載しております。それぞれの詳細はアスタリスクに記載しております。虐待関連会議については、虐待の通報件数が増えるにしたがって、会議の回数も増えています。

後見センター機能では、法人後見の受任件数について、権利擁護センターは PAS ネットと社会福祉協議会が共同で受任しており、それぞれで後見人を受任しております。社会福祉協議会は市民後見人の後見監督 2 件を含めた 5 件を受任しております。PAS ネットは 17 件受任しております。前年度と比べ、受任件数が増えたことにより支援者との連絡、調整、報告や関係者との面談・打合せの増加や新型コロナウイルス感染症の制限緩和により面会增加により後見業務が増えています。後見に関する相談支援の件数については、申し立て手続支援と後見活動支援の件数が大幅に増加しています。登録いただいている、法律職や福祉職の受任候補者が関わっているケースが延べ 31 件になります。手続きを依頼する方や候補者の方が別の場合や、法律職と福祉職が複数で候補者に依頼するケースがあるため、延べの件数にしております。

日常金銭管理サービス事業では、福祉サービス利用援助事業は PAS ネットで 7 件、社会福祉協議会で福祉サービス利用援助事業を行っている件数は 40 件になります。

続いて、権利擁護支援ネットワーク機能・その他事業についてです。今年は養成研修を実施

していないため、人材バンクのフォローアップ研修を行っております。フォローアップ研修の内容は事前資料 1-1 の 5 ページに記載しております。参加人数を補足します。(1) 障がい者福祉施設等相談員向け研修 10 名、(2) 介護サービス相談員・障がい者福祉施設等相談員向けフォローアップ研修 17 名、(3) 人材バンクフォローアップ研修 21 名、人材バンクに登録いただいている方が研修を受講していただきました。

介護サービス相談員派遣事業は、昨年度から引き続きオンラインで実施しています。昨年度は 2 施設、今年度は 4 施設で実施しています。画面越しの活動の難しさや、新型コロナウイルス感染症により、活動できない現状もありますが、15 名の方に活動いただいております。

終活支援事業、「ろうスクール」は、3 年間実施していましたが、今年度は精道と潮見の 2 地区の高齢者支援生活センターと協働で開講しています。65 歳以上を対象としており、終活に関係する遺言や成年後見制度などのカリキュラムや養成研修では実施しないような、生命保険の話や健康の話が内容として組み込まれていることが特徴です。

研修については、行政等の初任者、高齢者生活支援センターの職員、ケアマネジャーや障がい者相談支援事業の相談員、施設従事者を対象に、事前資料 1-1 の 6 ～ 7 ページに記載している各種研修を実施しております。参加人数は、(1) 行政等初任者向けの権利擁護研修は 25 名、(2) 障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修は 45 名、(3) 虐待対応従事者研修が 55 名の方に参加いただきました。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアルと孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブックの作成につきましては、この後の議事で説明します。

専門委員会は市長申立てのご意見をいただく場と、法人後見における受任の指標に関して、委員会に諮り、ご意見いただき新たに作成しています。以上が運営委員会でご報告した内容です。運営委員会のご質問やご意見を、当日資料にまとめておりますので、ご報告いたします。

質問 1 は、専門相談の件数の増加について、新型コロナウイルス感染症前に戻っているのか、相談自体が増えているのかとのご質問です。相談件数は新型コロナウイルス感染症の時期に横ばいになりましたが、経年で見ると相談自体が増えているということがわかります。中でも成年後見制度の相談が増えており、それに伴い成年後見制度の申立て手続きが増えていることにつながります。質問 1 の回答を受け、相談件数や虐待通報の増加に加え、各種事業の実施もあり、現在の相談体制で対応できているのかというご質問がありました。限られた人数の中ですが、業務の効率化を図る等して対応していますが、今後、事業の整理等さらなる業務の効率化をしていなければいけないと思っています。

複合多問題ケースについて質問がいくつかありました。質問 4 の発見した時の支援体制については、高齢者であれば高齢生活支援センターに相談されることで、権利擁護支援センター等の必要な機関につながると回答しています。件数については、複合多問題の定義をどのように捉えるかにもよるため、把握・分析はしていないことを回答しました。

後見センター機能については、法人後見の受任が増えているが、今後どれくらい受任できるのか、という質問がありました。家族全体の支援や頻回な対応が必要である場合など、ケースの特性もあるので、件数としては答えられないが、限界はいつか来ると思うため、落ち着いたケースは市民後見人に交代し、新しいケースを受任するなどが考えられるとお伝えしました。

質問 6 について、成年後見の申立て手続きが増えていることや後見人候補者を依頼する件

数が増えているという現状から、専門職を増やす方策を考えているかという質問がありました。基本は、芦屋市内の方に依頼することが多いですが、神戸市や西宮市などの市外の専門職にも人材バンクの登録を依頼しており、西宮市の司法書士の登録が増えました。

質問7に関して、専門委員会での市長申立ての検討は、今後全ての案件を諮るのかというご質問に対して、現状は全て実施しているが、今年度から始めた取組のため、今後の状況を踏まえて検討していくとお伝えしております。

その他、「ケアマネジャーや医療ソーシャルワーカーの職域を超えた対応が多くなっているのではないか」、「家族全員がパワーレスなど、家族に複合的な問題を抱えたケースが増えている」とのご意見がありました。また、医師会では「在宅医療ハンドブック」を作成しているところで、孤独死を予防する視点で、ライフラインは最低限確保してほしいことなどを記載しており、4月に完成予定なので、配布されたら確認してほしいというご意見がありました。他にも、障がい分野では、夕方の居場所が課題であり、今年度モデル的な取組を実施した際、人材バンクの登録者2名の方にご協力いただき、とても自然に輪の中に入り、場を盛り上げていただいたことや、虐待・認知症で自宅に戻れない人の保護などの通報が増えて、警察の対応が変わってきており、警察も対応に苦慮している等のご意見がありました。

その他、三市（西宮市、尼崎市、芦屋市）と三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）、家庭裁判所尼崎支部との連絡会の報告をし、特に司法書士会（リーガルサポート）も受任調整に苦慮しており、権利擁護支援センターでも受任調整が難しくなるのではないかと、どの機関等も受け手がいない現状が顕著にみられたのではないかと思います。

（竹端委員長）

ありがとうございます。委員のみなさまご意見・ご質問ありますでしょうか。

私の方から質問させていただきます。運営委員会でのご意見をまとめた当日資料について、これは芦屋市に限ったことではないのですが、相談件数が増えていく中で権利擁護支援センターだけで対応できるのかということで、後見センター機能だけでなく、権利擁護の相談支援として、今後の見通しや、記載以外の補足がありますでしょうか。

（権利擁護支援センター 谷）

成年後見の相談支援の内容に成年後見制度の説明がありますが、成年後見といえば権利擁護支援センターという認識から、他の機関から相談を受けることが多いのですが、今後、一次機関で成年後見の簡単な説明をしていただいて、そこから先の受任調整等は権利擁護支援センターが二次機関として調整するという仕組みができればいいかなと思います。

（竹端委員長）

現在はまだ、権利擁護支援センターの業務として抱えていることの中に、他に連携や協力を求めることで業務をスリム化できることがあるということでしょうか。

（権利擁護支援センター 谷）

そういうことです。

（竹端委員長）

ありがとうございます。他に委員のみなさまご質問等ありますでしょうか。

ないようでしたら、この後の議事で質疑等ご発言けたらと思います。

イ 芦屋市施設従事者による高齢者虐待対応マニュアルについて

【事前資料 2-1 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応についての報告】

【事前資料 2-2 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応フロー】

【事前資料 2-3 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待」帳票】

(高齢介護課 沖元)

事前資料 2-1 をご覧ください。1 の虐待対応に関し、平成 30 年度から令和 5 年 1 月末までの通報件数では、年度ごとにばらつきがありますが、5 年間で計 22 件の通報がありました。通報があった 22 件のうち、虐待があると認定されたのは 5 件です。通報者はご覧のとおりで、施設管理者や施設（元）職員の割合が高い傾向にあります。

2 の課題に移ります。①の対応に関する課題として、虐待と疑われた原因が、虐待を行った疑いのある職員の接遇や介護技術の不十分さ、言葉遣い、人柄等の場合は、虐待認定するか判断に迷う状況があります。また、「芦屋市養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて虐待対応を行っておりますが、このマニュアルは平成 26 年 5 月に作成されたもので、帳票の使いづらさや見づらさがあり、必要な情報の記載や実務に即した活用が難しい状況にあります。具体的には資料に記載してあるとおりですが、現行の帳票は虐待者もしくは被虐待者を 1 名と限定しているため、虐待者もしくは被虐待者が複数名いる場合や特定されていない場合の記録の管理が難しく、人数分の帳票を作成した結果、帳票の枚数が膨大な量となり全体像の把握が困難な状況になっておりました。

事前資料 2-3 の A 票をご覧ください。A 票は虐待の通報があった際に相談を受け付けた機関が作成する帳票です。表面は相談者や施設名、不適切な状況を記載します。裏面は虐待者や被虐待者が複数名いる場合にも情報を整理しやすい形式に変更しています。虐待の発生要因を整理する中で施設の抱える課題が判明してきますが、通報時の被虐待者のみならず、他の利用者にも関係する場合、現行の帳票は施設の被虐待者に焦点を当てた形式であるため、施設の情報整理しにくい帳票になっています。この点については B 票をご覧くださいとわかりやすくなっております。虐待の通報歴や行政との近年のやり取りの記載欄だけでなく、自由記載欄を大きく設け、施設に関する情報を整理しやすい形式となっています。帳票の枚数が多いため、各帳票の変更箇所についての説明は割愛させていただきますが、事案の全体像の把握や施設の情報、虐待者・被虐待者の情報を整理しやすいように変更しております。

②施設従事者の課題に移ります。施設従事者の課題については、虐待を行った職員個人が、必要な知識や技術を習得していない状況や、自身の行っている介護が、虐待と認識できていない状況があります。この点につきましては、施設内の相談体制やフォロー体制等について確認するほか、虐待対応研修の有無、その内容、出席状況、今後の研修計画について確認を行い、研修を受講するよう指導をしております。

これまでマニュアル改訂に向け、令和元年度より高齢介護課、権利擁護支援センターで協議し、令和 2 年度に帳票改訂作業を行いました。令和 3 年度以降は改訂後の帳票を用いて、活用のしやすさ等を確認し、今年度は運用の中で把握した改善点の修正を行っています。

今後のスケジュールとしては、今年度中に、帳票の修正と、対応フローの修正を完了し、令和 5 年度は支援者間で、帳票の記入方法や項目による意味の捉え方に共通の認識を持てるよう、帳票記入例の作成に着手していきたいと考えております。報告は以上です。

(竹端委員長)

ありがとうございました。この件について委員の皆様ご意見やご質問はいかがでしょうか。

私から質問させていただきます。今回、帳票がややこしくて整理したという話ですが、虐待を起こしたということは虐待を起こした本人が悪いということがないわけではないと思うのですが、組織内でのサポート体制の不全や人間関係の悪さ等の組織内の構造的課題が個人に現れて虐待という行為に及んだという、背後にある施設の組織的問題ということが言われています。法律上、虐待対応は個人の問題に個人で対応するという一方で、さらなる虐待を防ぐためには組織的問題についてどれだけ焦点を当てるかということが言われておりますが、現時点のシートや帳票を使ったものはそれについて対応ができているのでしょうか。

(高齢介護課 田中)

個人が原因なのか、法人全体の組織の体制の問題なのかということに関しては打合せの中で、どこが問題点かあぶりだしており、それについては、帳票ではなくマニュアルの本文の記載があり、問題点を探るようにしております。

(竹端委員長)

これまでの通報された中で、組織的問題が疑われるケースがあったのでしょうか。

(高齢介護課 田中)

組織的な問題として、例えば職員全体のサポート体制や上司・管理者のサポート体制、研修が新型コロナウイルス感染症の影響により全職員に対して一斉受講できる研修を実施できないということがありましたので、新型コロナウイルス感染症の影響でできることとできないことがあるかと思いますが、改善するようにとお伝えしております。

(竹端委員長)

ありがとうございます。福島委員いかがでしょうか。

(福島委員)

施設虐待を認定した後、改善計画を立てて履行されているかモニタリングするところまで行政が対応することが不十分なことがよくありますが、芦屋市は問題がないのでしょうか。

(高齢介護課 沖元)

虐待ありの場合は、改善報告書の提出を要求し、1カ月後に実施結果の報告をいただき、その数か月後に確認のために施設に訪問するという流れを取っております。ただ、確認に時間がかかりますので、虐待ありと認定をしたケースの終了に関しては長期化する傾向があります。

(竹端委員長)

福島委員に伺いたいのですが、このご質問は先ほどの私の質問と重なっている気がして、要するに、組織的な対応をその後もフォローアップして確認していかなければ、問題が改善されないではないかということがつながっていると思うのですがいかがでしょうか。

(福島委員)

おっしゃる通りで、虐待要因の把握をきちんとすることが大事だと思います。施設が言っているだけの、職員が特殊だった等の理由で、その職員を処分したり研修したりの対応では本質的な改善につながらないと思うので、その要因を抑える作業を行うことが大切だと思います。

(竹端委員長)

福島委員のご指摘について、芦屋市は100点のうち、80点なのか、60点の及第点なのか、

点数をつけられなくても実感としてお考えのことをおっしゃっていただけますでしょうか。

(高齢介護課 沖元)

最初は個人が原因と思うことでも、その要因として、フォローアップ体制が足りていないことや相談しやすい雰囲気ではないということ、指導が行き届いていない等施設全体の問題と認識していただく必要がありますし、組織の体制や指導体制を見直していただく必要があるとよく会議でも話が上がりますので、少し強気で80点と申し上げたいところでございます。

(竹端委員長)

80点を継続していただきたいです。

他の委員の皆さんいかがでしょうか。和田委員お願いします。

(和田委員)

私は特別養護老人ホームで管理者をしております。2年前に虐待認定を受けて、高齢介護課や権利擁護支援センターにお世話になったのですが、いろんな職員や、管理者、管理職の聞き取りがありました。私の施設では、職員への教育や虐待にあたる行為の認識が甘く、指導が足りませんでした。虐待と認定された事象に対しては、何か悪意があって行ったわけではなかったが、結果的に虐待にあたる行為であったことを高齢介護課の方とのやり取りを経て、私自身が気づくことができました。半年後、どのように改善しているか報告させていただいた後、職員から「これって虐待にあたりますか？」と聞いてくるようになったので、そのような意味では、私の施設に関しては90点、100点に近い対応をしていただいたのかと思います。その時はよくなかったのですが、この件を経て今すごく良くなったのではないかと感じています。

(竹端委員長)

ネガティブなことだけではなくポジティブなことも言っていたけるのはありがたいことで、和田委員がおっしゃったことは、残念な虐待事案があったけれど、行政が関わって指導やサポートすることによって、自身の認識が改められただけでなく、組織内でも組織風土が改善されて、管理者に対して職員のモヤモヤも声に出せるようになったということでしょうか。

(和田委員)

そうです。一職員に対しても聞き取りを行い、一方的にダメだというだけではなく、話をしてくださったので、その中で職員も間違っていたことに気づくことができたのだと思います。

(竹端委員長)

ダメなことに対してだけ罰するだけという事後救済型から事前予防型にどう転換できるかが虐待対応の最も大きいポイントで、ヒヤリリハットの法則でもあるように、1ある事象の下には10位の危ない事象があり、その下に290位のもやもやする話があるということが、行政が介入したことによって、もやもやの可視化がされて、皆で議論されるようになったことで、結果的に10の危ないケースや290のグレーゾーンまで改善するきっかけになったことによって、虐待防止や虐待の事後救済型から事前予防型へ変わる大事なプロセスになったと考えると市役所のみなさんがよくやっているなと評価されてよかったと思います。

ウ 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート調査について

【事前資料3-1 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート調査の実施について（依頼）】

【事前資料 3-2 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート調査の記入にあたって】

【事前資料 3-3 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート(施設・病院用)】

【事前資料 3-4 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケート(相談支援者用)】

(地域福祉課 平川)

前回の委員会で、本委員会の設置要綱第7条に基づき、「身寄りのない人の支援における支援者共通ガイドラインの作成」の、プロジェクトチームを発足しました。

その後、プロジェクトチームでのご意見を踏まえて、各施設等に送付したアンケート及び、現在まとめの途中ではありますが、ヒアリングで聞き取った内容を報告させていただきます。資料は、アンケート送付の鑑文及びアンケートである事前資料 3-1～3-4 及び、ヒアリングの聞き取り内容を記載した当日資料 1 です。当日資料は、画面共有させていただきます。

まず、事前資料 3-1 は送付したアンケートの鑑文で事前資料 3-2 はアンケート記入にあたっての注意点等を記載した内容になっております。詳しい内容につきましては、ご覧いただいている事前資料のとおりのため、説明を省略させていただき、プロジェクトチームでいただいた意見をもとに修正した点について報告させていただきます。

主な修正点は2つあります。1つ目はタイトルを「身寄りのない人の支援」から「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援」に変更したことです。“身寄りのない”とすると、独居でおひとり様のイメージがあるというご意見や、親族はいるが縁を切っていて結果的に独りであるなどの親族が全くいないというケースは少ないというご意見から、委員の皆様と相談した結果“孤独・孤立による支援課題を抱える人”に変更しました。

2つ目は、アンケートの概要・注意点を記載した事前資料 3-2 を作成したことです。プロジェクトチーム前は事前資料 3-2 を作成しておりませんでした。委員の皆様から、孤独・孤立を抱える人は具体的にどのような人かがわかりにくいため、対象者の例があった方がよいというご意見や、対象ケースが多い支援者や機関もあるため、代表的なケースのみを記載してくださいという説明があった方がよいというご意見、個々のケースを記載してもらうので、調査以外では使用しないという注意書きがあった方がよいというご意見をいただいたため、これらのいただいたご意見を反映するために事前資料 3-2 を作成しました。

(権利擁護支援センター 谷)

アンケートについて説明します。まず、施設や病院に入院されている方と在宅の方では課題が発生する場面が異なるため、シートを別にしています。事前資料 3-3 は施設・病院、事前資料 3-4 が在宅の支援者向けのシートになっております。それぞれ A 票と B 票をエクセルで別に作成・送付しました。A 票は全体の概要、B 票は場面や状況ごとの課題や対応の詳細を聞き取るシートになっています。できる限り回答しやすいように、選択式にするなどの工夫をしていますが、選択が難しい質問は記述式にしています。B 票は個別のケースをイメージして回答してもらったほうが記入しやすいのではないかとご意見をいただいたため、シートを複数枚にし、シートの上部にそのケースの概要を記入していただいた上で、①のようにどのような場面でどのような課題にどのように対応したか回答いただく形に修正しました。

(地域福祉課 平川)

最後にヒアリングの聞き取りについて報告いたします。ヒアリング先は高齢者・障がい者施設、精神科病院、居宅介護事業所、高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業所です。

成年後見制度や福祉サービスの利用により問題が解決したという想定回答をもっていました。が、想定外の事や他に聞き取ったこととして、障がい者施設では意思決定支援が課題であることや、身寄りはいるが親が高齢のため振込や手続きができない現状がありました。何らかの判断を強いられる時に、ご本人の近くで様子を見ている施設スタッフの意見がなかなか反映されず、ご両親やご家族の意見が反映され、今のご本人の様子を見ていると違う選択がされることが多く、もどかしさを感じているということがありました。

高齢者施設では、身寄りがいないためケアマネジャーが医療同意や入院の手続きなど職域を超えた業務をされていること、困った際に相談先がわからず、高齢者生活支援センター等に相談しても、「ケアマネジャーがいるのなら」と言われ、不安を抱えながら支援されていること、キーパーソンが40～50代の無職で地域と関わりがない息子というケースの場合、介護が終わった後のことも考えて、介護者である息子自身の支援につなぎたいと思うが、本人の介護という面で大きな役割を担っているため、支援の難しさを感じるものがあげられました。特にケアマネジャーは親族などがない対象者を支援するにあたり、医療同意が必要になった場合どうしたらよいのか、どこに相談したらよいかわからず、ケアマネジャーで抱えていることがあるなど、想像以上に日々不安を抱えながら支援をされているということを感じました。

最後に精神科病院では、ケアマネジャー同様、病院のケースワーカーが多岐にわたった業務外の仕事をしていること、長期入院の方の地域移行を目指す、病院の外に出ることを怖がり、本人の生活環境を変えることが難しいこと、地域や支援者、行政に対しては入院中も密な関係でなくて良いから、誰かが継続して関わってほしいこと、精神疾患の方への理解がより広まってほしいこと等がありました。高齢者や障がい者施設や支援者の方から話を伺っていく中で、困る点として医療同意は親族しかできないということを知っていたため、実際に病院に入院した際、病院はそうしているのか疑問に思っていました。が、ヒアリングを受けて、ヒアリング先の病院の理念の影響もありますが、病院として医療同意や転院のサインをされるだけでなく、実際に銀行に出金に行ったり、ご自宅まで行って通帳を探したり等の金銭管理もされており、想定をはるかに超えて様々なことをされていました。

現在、アンケートやヒアリングをまとめている途中のため、まとめが終わり次第、プロジェクトチームで検討し、次回の権利擁護支援システム推進委員会でご報告させていただきます。

(竹端委員長)

ありがとうございました。今のご報告に関してご意見やご質問いかがでしょうか。

この議題はみなさんの現場で関わる人が多いため、関係される方にお話しを伺いたいと思います。三芳委員、障がい者施設の話もありましたがいかがでしょうか。

(三芳委員)

施設に関しては実態がよくわからないのですが、精神科病院へのアプローチでは、病院の方が頑張っていて、なかなか成年後見制度の利用につながっていないケースが多いのではないかと思います。我々としても病院に地域移行へのアプローチをしており、その中で病院へ成年後見の話や身寄りのない方への支援の情報交換を始めておるところです。ようやく病院の方

から地域移行の話をいただき、先だっても新規のご相談をいただいたところです。

(竹端委員長)

地域移行を進める中でこの報告で出てきた、病院のケースワーカーがすべて行っていることがネックになっていることはありますか。

(三芳委員)

そのような部分もあるかと思います。身寄りがない方や、身寄りがいても反対だけされるご家族の方もおられ、我々としては十分地域で暮らしていけるという判断でも、そこが阻害要因になっているかと思うため、病院側と丁寧に話をさせていただいております。

(竹端委員長)

そのような方が医療保護入院の際、退院の意見等が必要になるのでしょうか。

(三芳委員)

あるかと思います。任意入院への移行をケースワーカーに相談させていただいております。

(竹端委員長)

ケアマネジャーの話も出てきていますが、松下委員はいかがでしょう。

(松下委員)

まさに、多くのケアマネジャーが課題に感じていることだと思います。金銭管理等については、福祉の支援者は金銭を触ることができないので特に課題に感じます。意思決定についても、重度ではないが認知症で支援を要する方、成年後見制度の対象にはならないが、ご自身の意見をおっしゃる方の意思決定や、お金がなく金銭管理を早くしたいが、金銭は触れないので何もできず、親族の返事も無く、日々の生活で、金銭面をどうずるのか悩むことがあります。

(竹端委員長)

高額な買い物をしてお金が無くなったとかですか。

(松下委員)

そのようなこともありますし、日々のお金がなくなってきたのに、出金できないなどです。社会福祉協議会の金銭管理にお願いしても、案件が多くて、すぐに対応できないケースがあり、困り果てて近所の人が手助けしてくれていることもあるのですが、本当にこれでいいのかと思うケースも増えてきています。

(竹端委員長)

本来なら社会福祉協議会の金銭管理に任せることができればいいのだろうと思うのですが、断られてしまうということですか。

(松下委員)

そうですね。手一杯で回らないという現状があるのだと思います。ただ、だからといって、誰が金銭管理を代行するのかということについて難しさを感じます。

(竹端委員長)

ありがとうございます。社会福祉協議会の話もありましたし、安達委員いかがでしょう。

(安達委員)

直接現場で関わっているわけではないですが、金銭管理だから社協お願いといわれるとつらい部分もあります。どのような関わりをしてどのような役割分担をしていくのかということを決めるかが大切になるかと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。このことについてはプロジェクトチームに社会福祉協議会の立場の方にも参加していただいて考える必要があるのかとも思いました。民生児童委員の村岡委員、このような身寄りのないお年寄りが頼る人がいないため近所の人がサポートしているという現実があるとありましたが、村岡委員が知っていることと違いがありますか。

(村岡委員)

私自身は関わっていませんが、聞いた話では、実際に動いている方もいらっしゃるようです。見守りが私たちの役割のため、役割の範囲外ではないかと思い、そこまで関わってはいけないと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。三谷さんお願いします。

(権利擁護支援センター 社会福祉協議会担当 三谷)

金銭管理の問題について、兵庫県が実施している福祉サービス利用援助事業を市社協で受けており、現在 40 件のケースが動いております。依頼を受けて説明等に行きますが、本人がお金を渡したくなかったり、通帳を預けるのを拒んだりという話があります。ご高齢の方で認知機能の低下等がありますと、何度か同じ説明をし、意思確認をしていく途中で嫌と言われ、時間がかかることがあります。できるだけケアマネジャー等のオーダーには対応していきたいと考えていますので、つないでいただきたいと思います。しかし、1 回の説明では無理で、何度も繰り返していただいた方がご本人も納得していただきやすいのかと思います。

(竹端委員長)

先ほど松下委員は件数がいっぱい社会福祉協議会がこれ以上受けられないのではないかとおっしゃっていましたが、そのあたりいかがでしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

時間はかかりますが、件数がいっぱいということはありません。50 件を超えていた時期もあります。しかし、障がいのある人が増えてきておりますので、月 1 回窓口でお金をお渡しするということではなく、週 3 回のお金をお渡しするなど支援の頻度は高まっています。

(竹端委員長)

松下委員に深堀してお伺いしたいと思います。ケアマネジャーが金銭管理に問題に感じていることに対して、社会福祉協議会是对応に余力があるということですが、10 件レベルの話ではなく、頼ろうと思ったらそれ以上あるということですか。

(松下委員)

本人の意思確認が必要のため、スピード感の問題で困っています。今困っているのに、なんとかしたいが、対応までに時間がかかり、この間をどうするのかということがあります。依頼の直後に、お金がどこにあるのかとなり、家中お金を探すケースもあります。早くお金のことを解決したいけれど、誰がどのように関与できるかというところが問題です。

(竹端委員長)

確認ですが、制度に乗せて対応していくことも必要だけれども、今すぐに対応しなければならぬのに、本人の意思確認や手続きを待っていただけなくて、すぐに対応しなければまずいことがある。しかし、制度的に補償するものがないと、現場のケアマネジャーがなんとかしなけ

ればならないので、お金を一緒に探したり、通帳を確認したりということがあって、もやもやしているということがあるということですか。

(松下委員)

はい。中には、ヘルパーがお金をおろしにいくなど、だめなことはわかっているけれど、金銭に関与せざるを得ないことがあります。

(竹端委員長)

例えばその時に考えてもらえる人がいたら少しは違うかもしれないけどということですか。

(松下委員)

そうですね。私が関わった時にはすでにそのような状態だったということが結構あるので課題だと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。長城委員お願いします。

(長城委員)

ここ数年、コロナ禍での相談内容を振り返ってみると、今のような財産管理契約が必要で弁護士を呼んでもらうことも増えているような気がします。福祉サービス利用支援事業を利用したいが、金額が多くて使えないということや通帳管理に不安があって弁護士であればというケースもあります。おっしゃるように病院のソーシャルワーカーやヘルパーさんが活躍されているけれど、限界がきているということでの相談もあります。そのようにつなぎ先として弁護士も出てきているように思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。今までの議論はすごく大切な内容だと思いますが、事務局の方々はどうのように受け止めてらっしゃるでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

金銭管理は現場の課題であると認識しております。芦屋市はお金のある方が相対的に多いと思います。そのような方は法律職と契約をしていただき、関わっていただくこともあります。しかし、契約なのでご本人が納得される必要があります。福祉サービス利用援助事業も同様です。訪問を繰り返して関係性を作ったり、様々な方から説得したりするなどして、時期を逃さないようにしなければならないと思います。例えば、請求書がたくさん届くようになったとか、振り込まれるはずの年金が振り込まれず確認したら自分で解約している等、差し迫った時に時期を逃さずに介入するなどの工夫をしながら進めております。特に本人が支援拒否や介入拒否をしている時は難しく感じます。また、意思決定の話に関しては、個人で行うのは危険なので、必ずチームで対応し、記録に残す必要があると感じました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。地域福祉課の方いかがでしょうか。

(地域福祉課 知北)

現時点で制度がない中、チーム支援で行えるように、ケアマネジャーが高齢者生活支援センターを通さなくても、行政にも気軽に相談していただけるような体制が組めるようなハンドブックを作成できればと思います。そのあと、この状態を踏まえて関係課でどのような制度が必要か検討するべきかと思いました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。

今後のプロセスの確認ですが、今回の結果のまとめについて、一度プロジェクトチームで議論したうえで、権利擁護支援システム推進委員会に諮るということによかったですか。

(地域福祉課 知北)

はい。

(竹端委員長)

今回の権利擁護支援システム推進委員会が出たご意見や松下委員がおっしゃった現実とも対比しながら、それをどのように解決していくか、何が課題なのか、市としてできること何かをプロジェクトチームで検討して、次回の権利擁護支援システム推進委員会である程度の方が見えるものがあれば議題として出すということでしょうか。

(地域福祉課 平川)

その通りです。

(竹端委員長)

はい、ではそのように進めたいと思います。

エ 市町申立て時の専門委員会の活用について

【事前資料 4 市長申立て時の専門委員会の活用について（報告）】

(地域福祉課 知北)

前回の本委員会にて、市長申立ての際に、市で開催する判定委員会では、申立て者の有無、申立てが必要な状況等の条件を満たせば申立てを行うこととなりますが、福祉的観点・権利擁護の視点での必要性を検討するため、専門委員会を活用したい旨を諮らせていただきました。専門委員会の活用のために必要な申立てが迅速に行われなかったことがないようにとのご意見をいただいたうえで、委員会後に専門委員会を開催してまいりましたので、ご報告いたします。

第1回の本委員会以降、高齢介護課にて4件の申立て事案が発生しました。うち3件は身寄りがない方、1件は虐待対応ケースでした。

ケースA、Bはキーパーソンの死をきっかけに把握した方です。外国籍のため全ての親族を調べることが難しく、頼れる親族もいなかったため、申立てに至りました。またケースDは介護保険施設への入所手続が必要なことから依頼があり、親族も死去していたため、申立て予定としておりましたが、本人が申立ての準備途中で死去されたことから、申立てには至っていません。またケースCは養護者によるネグレクトから申立てに至ったケースです。

それぞれ、書類作成を依頼している間の期間や親族調査の途中などでも、タイミングをみて市長申立ての方向性についてご意見をいただく機会として専門委員会を活用しました。1月31日に開催予定の権利擁護支援センター運営委員会では、今年度専門委員会にはかったケースが身寄りのない方が多かったこともあり、異論なく申立てが必要であるケースだと感じただけども、今後も全ケース専門委員会に諮るのかとご意見も頂戴しました。

市としては、今年度、来年度は全ケースを専門委員会で諮りながら、今後の開催の目安について整理していきたいと考えています。

(竹端委員長)

改めて趣旨について確認いたします。

今後もずっと市長申立てについて確認していくのか、数年間実施する中で一定の方向性を見出そうとする試行的な取組なのか、そのあたりについて、実施してみても事務局のご判断をお聞かせください。

(地域福祉課 知北)

全件の検討を前提にするのではなく、今年度、来年度のケースを積み上げ、傾向をつかみたいと考えています。例えば、身寄りが全くなく、市長申立て以外想定が難しいケースについては、専門委員会を活用せずに判定委員会のみで実施していく等の運用を想定しております。

(竹端委員長)

市長申立てについて意味があるのかを外部委員によって評価する仕組みですが、福島委員にお伺いしたいのですが、評価のプロセスの中で大事にするポイントや、ケースを蓄積する中で見ていくポイントがあれば教えてもらえますか。

(福島委員)

市長申立ての根拠になるのは、高齢者であれば老人福祉法ですし、障がいのある人であれば、例えば知的障がいは知的障害者福祉法ですが、規定となる要件は「その福祉を図るため、必要があるとき」という言葉しかありません。芦屋市の要綱でこういう事案であれば市長申立てをしますよと規定はあると思います。なので、その要件をきちんと満たしている事案なのかどうかということ判断していくことになるかと思います。さらには厚生労働省の方から市長申立てに関する運用の通知も出ていますので、それも参考にしながら運用してもらうのがよいと思います。厚生労働省からは速やかに市長申立てが行われるようにという趣旨の通知を出していますので、必要以上に時間がかかり、本来必要なケースに市長申立てが行われないことがないような判断にならないようにしていただければと思います。以上です。

(竹端委員長)

今のお話からすると、今の要綱では足りないことがあれば、要綱の改正も含めて、視野を含めて検討の方がよいというご発言であったと理解してよかったですでしょうか。

(福島委員)

昨年、厚生労働省通知も新たに出ていますので、趣旨にそぐわない内容になっている場合は要綱の改正も必要だと思いますし、そういったことも含めて検討するのがよいと思います。

(竹端委員長)

今の福島委員のご意見について事務局いかがでしょうか。

(地域福祉課 知北)

要綱の中でも親族のいないときや親族と音信不通の状態にあるときなど具体的な内容については記載がありますが、整理をする中で要綱の記載についても必要に応じて考えていきたいと思っています。

(2) 協議

ア 虐待通報における警察通報案件について

【事前資料5 虐待通報における警察通報案件について】

(地域福祉課 知北)

これまで、警察からの虐待通報が増加している状況を報告してきましたが、実際の通報件数と警察通報の件数、虐待認定の数値をまとめたものが上段の表になります。

令和4年度は12月末時点で高齢者虐待の通報が69件、うち31件が警察通報で割合は44.9%となっております。障がい者虐待は28件、うち14件が警察通報と約半数に上っています。下段の表は、令和4年度の警察通報の種別内訳を記載していますが、高齢者、障がいのある人ともに身体的虐待が最も多くなっている現状です。

現状として、1件の通報について、受理や各種会議、対象者への聞き取りと記録で、認定までにのべ14時間かかっている現状です。虐待通報の中には、口論になってカバンを取り上げようとしたときに腰を打ったケースや、精神疾患の息子さんが幻聴によって壁を蹴り、止めようとしたところ、足があたったものなど虐待通報ではなく、何か違う形で相談を受けることができれば、より迅速に対応できるものもあると感じています。

また、14時間を意味のある支援の時間として効果的にかつ効率的に使いたいと考えており、支援が必要な人の情報を掴んだタイミングで介入したいとも思っております。今ある対応について、工夫できるような考え方や例えば、ここは割愛できるのではないかなどの意見をいただけると嬉しいです。

また、各機関が虐待の芽があるようなケースに対して、予防的なかわりて取り組んでいることなどがあれば、お聞かせいただきたいです。どうぞよろしくお願いします。

(竹端委員長)

地域包括支援センター運営協議会から出席いただいている和田委員にお伺いします。何か少しでもあれば警察に電話している様子もあるように思っており、そのような時に支援者に相談してもらえれば、警察からの虐待通報を通らなくてもいいのにと感じたりするのですが、虐待の芽を摘むために地域包括支援センターで何かしていることがあれば、教えてください。

(和田委員)

まずは支援者などに連絡をもらうというのはひとつかと思います。

(竹端委員長)

地域包括支援センターなど支援者が関わっていると、そこに連絡することはできるけど、それ以外は即警察にSOSが行ってしまうという感じなのではないでしょうか。

(和田委員)

その可能性はあります。

(竹端委員長)

その点事務局いかがでしょうか。

(地域福祉課 知北)

全く支援者が関わっていないケースもありますが、警察はすぐに来てくれるから安心だと思ってしまう方もいて、心理的な面で頼られている様子もあるので、一概に支援者がついていれば連絡は支援者にとという流れにはなっていない現状もあります。

(竹端委員長)

今の話からすると、今の支援体制では本人は安心感を得られないために、警察に電話をしているということですね。そこは大きな課題ですね。三芳委員はいかがでしょう。

(三芳委員)

この間、障がいのある人の警察通報も増加しており、今年度 28 件のうち 14 件が警察通報と記載がありますが、現時点では 35 件の通報があり、警察通報は 20 件に増えております。親子喧嘩や夫婦喧嘩で枕を投げられたといったエピソードの通報もあります。通報があれば会議を開催し、虐待の有無を判断する会議を開いていきますが、虐待はないという判断になった場合も、繰り返し警察通報されることの多いケースについては、丁寧に関わっていこうということで、進捗管理をする虐待のレビュー会議で経過を報告しています。

繰り返し起こりそうなケースについては引き続き関わっている現状と、業務改善という点では、情報共有ミーティングとコアメンバー会議の合同開催という点について検討できないか行政や権利擁護支援センターと話し合っているところです。

(竹端委員長)

今の観点も含めて障がい福祉課より補足があるとのことなので、お願いします。

(障がい福祉課 田嶋)

三芳委員の説明もありましたとおり、警察からの通報で虐待ありと認定されるケースは少ないですが、元々の Maybe-sheet の意味を考えると「かもしれない」という段階で相談してもらうことを意図しています。ただ、虐待対応システムの中で、通報があった場合には一定のプロセスを踏むのに時間を要していることが重荷になっているのは実際のところです。

近隣市の情報で把握していることを共有させていただきます。西宮市の人口は芦屋市の 5 倍ほどになりますが、警察通報はほとんどない現状です。西宮市は警察に通報があっても、聞き取りをして喧嘩のような内容については警察で対応しているようです。伊丹市は虐待の通報件数は増加傾向にあり、警察通報も多い現状ですが芦屋市の数ほどには至っていません。宝塚市は年間で 10 件ほどの通報のうち、警察による通報は 2 件と聞いています。宝塚市は本人が障がい者ではないと判断した場合など、警察による通報があっても、通報として処理しない案件もあるようで、芦屋市も取り入れられる部分があるかと思いますので、研究していきたいと思います。川西市につきましては、虐待通報は 12 件で警察による通報は 1 件とのこと。障がい者虐待についても「手が当たった」などの事象については、簡易的に対応することで、より迅速に対応できることもあるのではないかと考えております。ただし、何度も通報のあるケースなどは違う意味でのケアは行わなければならないと思っております。

(竹端委員長)

各自治体における差が人口差以外にあるとしたときに、各警察署の対応の違いもあるということでしょうか。

(障がい福祉課 田嶋)

そのように感じております。芦屋市においては虐待対応のシステムが確立されていますので、通報があれば、本人とつながり、保護することができる体制となっています。この 2、3 年間の間で虐待通報件数が増えている中で行政側や障がい者基幹相談支援センターの体制としては人数が増えているわけではありませんので、業務はひっ迫している現状にあります。

(竹端委員長)

警察も、Maybe-sheet のように、もしかすると虐待の可能性もあるため、共有しておかなければならないと思っている率が増えたために、通報が増えたということですね。

(障がい福祉課 田嶋)

そのように思っております。

(竹端委員長)

ヒアリングする中で、警察との連携や警察からの虐待以外における情報提供の手法についてなど、行政側から警察に向けてアプローチしているような例はありましたか。

(障がい福祉課 田嶋)

西宮市では、虐待ネットワーク会議として基幹相談支援センターと警察と権利擁護支援センター、病院、行政、警察と年に1回情報共有を行っているというのは聞き取りができました。

(竹端委員長)

それを芦屋市で行うと変わってくる可能性はありますか。

(障がい福祉課 田嶋)

あると思います。親子喧嘩のようなものや、サービスを利用していない方や障がい者手帳を所持していない方などは全く情報がわからない中からの関わりになるため、開拓していくという意味では必要かと思いますが、繰り返しの通報となる方も中にはいらっしゃる現状です。

(竹端委員長)

わかりました。事務局からは、現場での虐待の予防策等も伺いたいとのことでしたが、松下委員いかがでしょうか。

(松下委員)

在宅で生活している、認知症のある高齢者が外に出たくて窓ガラスを叩いていて、通行人の方が見つけて虐待ではないかと思い、通報されたことがありました。その方は外に出たいためや、窓ガラスを割ろうとしていたわけではありませんでしたが、その状況をとらえた方の認識によって考えが異なる部分はあると思います。

以前より問題を抱える方だと思って、その方をみている人であれば、小さなことでも通報に至ることになると思います。中に入り、様子を見てみると、課題はありますが、虐待とは少し違うとを感じるケースは多々あります。

(竹端委員長)

今は話をされたグレーゾーンにある方も、虐待の状況になる可能性はゼロではないですよ。現時点ではグレーゾーンである方が、虐待対応になり、事後対応となるまで介入しないよりは何らかの形で関わって、今の生活を続けられるほうが、本人たちにとっても幸せなことですし、支援者としてもよいかと思います。その際の予防的関わりとして現場レベルではどのようなことが考えられますか。

(松下委員)

基本的には対応の仕方が変わられると思います。虐待をしていると思われる方が感じている周囲からの阻害感や話を聞いてもらえない、外の人みんな敵だなどと感じていることについてフォローできれば変わってこられるので、できるだけ支援していきたいと思いますが、通報等何かきっかけがなければ関わることはできない現状もあります。

(竹端委員長)

傍からみると阻害感や孤独感を感じているようにみえても、問題が表に出てこなければ関わる糸口がなく、結果的に何かあってから関わることもある。しかしながら、本当はそこで何らかの形で支援が入れば、事件には至らないということでしょうか。

(松下委員)

そうですね。基本的には孤独感を感じておられる方も多いので、一人ではないということを認識していただいて、少し気持ちが落ち着けば予防にもつながると思います。

(竹端委員長)

先ほどの議事の孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケートでは、一人暮らしの身寄りのいない方などと規定しているけれど、家族の中で孤独・孤立が深まってしまうと、課題を抱えるようになる可能性があるということでしょうか。

(松下委員)

そういうこともあります。家族の中で孤立していたり、あるいは問題行動があることで近所から孤立したりしてしまうこともあります。支援者として行ったときには、なぜ施設にいれないのかと言われたこともあります。そのような周囲の目を敏感に感じておられるので、外の方はみんな敵だと思っていることもあると思います。

(竹端委員長)

そこからイライラが募り、その矛先が身内への暴力や暴言等に向き、表面的には虐待案件として出てくるけれど、虐待案件以前に周囲からの孤立など、周囲との相互作用を原因に起こっていることであり、表面上に見えていることだけ対応していいのか、ということですね。

(松下委員)

しかし、そのような方は自身から声は上げないので、見つけていくのは難しいかと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。とても大事な論点であったと思います。背後にある孤立・孤独の問題と警察からの通報という表面的な課題の接点などを権利擁護支援システム推進委員会としては考えていかないといけないと感じましたが、事務局いかがでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

松下委員のお話を聞き、行政が関わるなかでは、表層の問題から要因を深めるようにはしていますが、現場の方が感じられていることは深いなと感じました。警察通報の案件につきましては、どう関わっていったらいいのかという課題提起から、社会的包摂、地域共生とたどり着くところは同じかと思いますが、権利擁護の視点からどのようなアプローチができるかは市として一体的に考えていかなければいけないと考えます。具体的な取組につきましては、またご意見をいただきながら検討していかなければいけないと思っています。

(竹端委員長)

もしかすると、先ほどの孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援に関するアンケートと重なるかもしれないですね。

(安達委員)

警察の通報案件を協議するというのはどういう理由でしょうか。

高齢者や障がいのある方だけでなく、児童も何かあればすぐに警察に通報するようになっており、警察も動いていただいているかと思います。予防的にということになれば、民生児童委員、福祉推進委員から社会福祉協議会へ近所のマンションで大きな泣き声がするや、夫婦では激しい喧嘩があればつないでもらい、適切な関係機関につないでいます。

また毎年5月に福祉を高める運動ということで民生委員の学習会の中で専門職を交えて解

決に向けて話し合いの場を設けています。ただ警察通報案件については何を協議すればよいかわからないので、もう少し整理いただければと思います。

(竹端委員長)

事務局の方でも意図があると思いますので、もう一度はつきりとお伝えいただけますか。

(地域福祉課 知北)

警察による虐待通報を少なくしたい訳ではなく、虐待通報となると対応に14時間という時間がかかり、迅速な対応ができにくいという一面があります。効率的・効果的に対応するためにも、どのような虐待対応システムとして運営するのがよいのかご意見をいただきましたかったという点と、警察通報案件は地域からの通報も多いところがありますので、地域での予防的な取組について教えていただきましたかったという2点になります。

(竹端委員長)

確認ですが、警察からの虐待通報にかかる14時間は、必ずしも対象者の支援に直結する14時間ではなく、フローチャートに乗せる14時間であって、もっと有効な時間の使い方をできるケースもあるように思うという問題意識を持っているということではよかったでしょうか。

(地域福祉課 知北)

その通りです。

(竹端委員長)

今日の議事はこれが最後になるので、これまでの内容でご質問いかがでしょうか。

(小野委員)

専門機関のみなさんの協議されるお話を伺い、実際難しいなと感じたのが正直な感想です。私は障がいのある子どもと親の会の活動と民生委員の活動を行っていますが、警察が関わったときに、親の監督ができていないと言われ、すごく落ち込んでしまう方や、子育ての悩みを打ち明けられる中で、私たちが聞いていて危険だなと感じる、虐待の芽となるようなことも実際にあります。秘密は守られ、ここに来れば自由に話せるという信頼感の中で話してもらっているため、憶測では専門機関へは繋げられないので、考え方を変えるアドバイスや発散して気が済むといいなと思い、活動しています。

専門機関の方がこのように活動していることを聞いて、一市民として相談に行くことは大切であり、誰かにつながっていかないといけない、という意識を市民が持てれば、家族の中で孤立孤するなどの問題は起きないのではないかと思います。

(竹端委員長)

とても大切なことを話していただきました。やはり、障がいのある子どもを持つ親御さんが専門機関に相談へ行くのはハードルが高く、仲間内であれば心情を吐露することができたりするがそれは、ここから外に出ないという暗黙のルールの中で行われているため、そこから一歩進まない問題点もあることをお話いただいたという理解でいいでしょうか。

(小野委員)

はい、そうです。

(竹端委員長)

それであれば、安心して相談できる窓口の敷居をどうやって下げていくのかも課題なのかと思いました。

(池本委員)

孤立により金銭的に困っていることについて、孤立される方のバックグラウンドによると思いますが、もし認知機能の低下が原因の場合、金銭管理ができないという時点で、日常生活に支障をきたしているということであれば認知症と診断できると思います。それであれば、医療機関を受診していただき、成年後見制度を利用するなどできるかと思いました。

(竹端委員長)

複数の自治体とも関わっているかと思いますが、福島委員に伺いたいのですが、警察からの通報はフローチャートに乗せるべきなのか、それ以外の受け止め方があるのか、あるいは警察との協議連携など話に挙がっておりますが、ご意見はありますか。

(福島委員)

西宮市で、警察通報が少ないと話がありましたが、それは障がいのある方に関してであったかと思います。高齢者に関しては、フローにのせず一度生活支援課でスクリーニングしていることも聞いており、かなりの件数があるとも聞いています。その後、重篤化して再通報があることもありますので、早めに通報していただいたことを大切に捉えて、認定としては違った結果としても、事前の予防として関わっていく仕組みを作っていくことが大切かと思います。

(竹端委員長)

本日は委員から様々な意見をいただきましたが、情報を整理し、西宮市のやり方などを参考にしながら、芦屋警察署と芦屋市で協議あるいは情報共有からはじめながら、お互いにとってより良いやり方で共有する方法を模索できればよいですね。

これで、議事が全て終わりましたので、事務局に返したいと思います。

(地域福祉課 吉川)

本日も報告や協議を含めまして議題が多い中、様々にご意見をいただきありがとうございます。業務を進めるほど課題が大きくなっていきますし、多岐にわたっていきます。その中で全てに対して一律に手立てを講じることは難しいですが、急ぎ対応しないといけないことや、先を見据えて対応しないといけないことを関係機関と協議をしながら、どういった形でどれから取り組んでいくのか考えていかないと感じました。

本日の第2回の委員会は終了となりますが、委員の皆様におかれましては、来年度も任期がごございますので令和5年度も引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

(竹端委員長)

これだけ課題がでてくるのは、芦屋市や芦屋市に関わる支援者の皆様が真摯に権利擁護案件に向き合っているからこそ、氷山の一角の下に隠されていた問題が出てきているわけで、これは悪いことではなく、むしろとても大事なことだと思います。

私どもとしましては、事後救済型から事前予防型に変えていくことによって、よりよい権利擁護体制が作られると思いますので、引き続き委員のみなさんと検討しながらよりよい支援システムを作るための推進委員会となり、ご議論を進めさせていただきたいと思います。今日はありがとうございました。

以上